議員提出議案第9号

取手市政治倫理条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び取手市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年12月12日

取手市議会議長 入 江 洋 一 殿

提出者	取手市議会議員	山野井			隆
IJ	"	細	谷	典	男
IJ	"	関	Ш		翔
IJ	"	岩	澤		信
IJ	"	赤	羽	直	_
"	JJ	小	堤		修

提案理由

議員活動をより適切にすすめるため。

取手市政治倫理条例(平成26年条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す ように改正する。

改正後

(資産等報告書の作成及び提出義務)

- 第5条 市長等は、毎年5月1日から同月31日 まで(同日が取手市の休日を定める条例 (平成元年条例第29号)に規定する市の休 日(以下単に「市の休日」という。)の場合 にあっては、市の休日の翌日まで。第7条 において同じ。)の間に、次条に規定する 資産等報告書を作成し,市長に提出しなけ ればならない。
- 2 市長等は、その任期開始の日から起算し て100日を経過する日まで(同日が市の休 日の場合にあっては、市の休日の翌日ま で)の間に、次条に規定する資産等報告書 を作成し, 市長に提出しなければならな 1
- 3 前2項に規定する場合において、当該市長 等の任期開始の日から100日を経過する日 までの間に5月1日から5月31日までの期間 が含まれる場合にあっては、第1項の規定 は適用しない。

(所得等報告書の作成及び提出義務)

第7条 市長等は、毎年5月1日から同月31日 までの間に、次条に規定する所得等報告書 を作成し、市長に提出しなければならな V10

(所得等報告書の内容)

を記載するものとする。

改正前

(資産等報告書の作成,提出義務)

- 第5条 市長等及び議員は、毎年5月1日から 同月31日まで(同日が取手市の休日を定め る条例(平成元年条例第29号)に規定する 市の休日(以下単に「市の休日」という。) の場合にあっては、市の休日の翌日まで。 第7条において同じ。)の間に、次条に規定 する資産等報告書を作成し,市長等にあっ ては市長に,議員にあっては市議会議長 (以下「議長」という。)に提出しなければ ならない。
- 2 市長等及び議員は、その任期開始の日か ら起算して100日を経過する日まで(同日 が市の休日の場合にあっては、市の休日の 翌日まで)の間に、次条に規定する資産等 報告書を作成し、市長等にあっては市長 に、議員にあっては議長に提出しなければ ならない。
- 3 前2項に規定する場合において、当該市長 等及び議員の任期開始の日から100日を経 過する日までの間に5月1日から5月31日ま での期間が含まれる場合にあっては、第1 項の規定は適用しない。

(所得等報告書の作成,提出義務)

第7条 市長等及び議員は,毎年5月1日から 同月31日までの間に、次条に規定する所得 等報告書を作成し, 市長等にあっては市長 に、議員にあっては議長に提出しなければ ならない。

(所得等報告書の内容)

第8条 所得等報告書には、次に掲げる事項 │ 第8条 所得等報告書には、次に掲げる事項 を記載するものとする。

(1) 前年1年間において,市長等であった 期間に係る収入及び贈与等のうち,次に 掲げるもの

アからウまで (略)

(2)から(4)まで (略)

(資産等報告書等の閲覧,保存等)

- 第9条 市長は,第5条の規定により提出された資産等報告書及び第7条の規定により提出された所得等報告書(以下「資産等報告書等」という。)を,当該提出の期限から30日以内に閲覧に供しなければならない。
- 2 市長は、資産等報告書等を閲覧に供したときは、その旨及び提出状況を市広報等で公告するものとする。
- 3 市長は、資産等報告書等について、提出 の期限から起算して5年を経過する日まで 保存しなければならない。
- 4 何人も、市長に対し、前項の規定により 保存されている資産等報告書等の閲覧を 請求することができる。
- 5 (略)

(資産等報告書等の訂正等)

第10条 市長等は、保存されている資産等報告書等の内容について、提出の後に訂正又は補正(以下「訂正等」という。)の必要が生じたときは、規則で定めるところにより、市長の許可を得て、訂正等を行うことができる。

(資産等報告書等の審査)

- 第12条 市長は,資産等報告書等の写しを速 やかに審査会に提出し,審査を求めなけれ ばならない。
- 2 審査会は、前項の規定により提出された 資産等報告書等を審査し、疑義があるとき は、市長等から事情を聴き、若しくは資料

(1) 前年1年間において,市長等<u>又は議員</u> であった期間に係る収入及び贈与等の うち,次に掲げるもの

アからウまで (略)

(2)から(4)まで (略)

(資産等報告書等の閲覧、保存等)

- 第9条 市長<u>及び議長</u>は,第5条の規定により 提出された資産等報告書及び第7条の規定 により提出された所得等報告書(以下「資 産等報告書等」という。)を,当該提出の 期限から30日以内に閲覧に供しなければ ならない。
- 2 市長<u>及び議長</u>は、資産等報告書等を閲覧 に供したときは、その旨及び提出状況を市 広報等で公告するものとする。
- 3 市長<u>及び議長</u>は、資産等報告書等について、提出の期限から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 4 何人も、市長<u>及び議長</u>に対し、前項の規 定により保存されている資産等報告書等 の閲覧を請求することができる。
- 5 (略)

(資産等報告書等の訂正等)

第10条 市長等及び議員は、保存されている 資産等報告書等の内容について、提出の後 に訂正又は補正(以下「訂正等」という。) の必要が生じたときは、規則で定めるとこ ろにより、 市長等にあっては市長の許可 を, 議員にあっては議長の許可を得て、訂 正等を行うことができる。

(資産等報告書等の審査)

- 第12条 議長は,議員に係る資産等報告書等 の写しを審査のため速やかに市長に送付 し,市長は,市長等及び議員に係る資産等 報告書等の写しを速やかに審査会に提出 し、審査を求めなければならない。
- 2 審査会は、前項の規定により提出された 資産等報告書等を審査し、疑義があるとき は、市長等及び議員から事情を聴き、若し

の提出を求め、又はその関係者に対し必要 な調査をすることができる。

3 (略)

- 4 <u>前3項</u>の規定は,第10条の規定により行われた資産等報告書等の訂正等について準用する。
- 5 (略)

(審査結果の閲覧)

- 第13条 市長は、<u>前条第3項の規定により</u>審 査会から意見書が提出された日から起算 して15日以内に、当該意見書を閲覧に供し なければならない。
- 2 市長は、意見書を閲覧に供したときは、その旨を市広報等で公告するものとする。
- 3 市長は、意見書について、提出された日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 4 何人も、市長に対し、前項の規定により 保存されている意見書の閲覧を請求する ことができる。

(市民の調査請求権)

第14条 市民は、次に掲げる場合にあっては、これを証する資料等を添え、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては<u>市議会議長(以下「議長」という。)</u>に対し、調査を請求することができる。

(1)から(3)まで (略)

2から5まで (略)

(虚偽報告等に関する措置)

第15条 市長は、第12条第3項の規定により 審査会から提出された意見書に、市長等が 資産等報告書等の提出の遅滞、虚偽の報告 又は調査に協力しなかった等の指摘があ くは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査をすることができる。

- 3 (略)
- 4 市長は、前項の規定により審査会から提出された意見書(以下「意見書」という。) のうち、議員に係る意見書を議長に送付しなければならない。
- 5 <u>前各項</u>の規定は,第10条の規定により行われた資産等報告書等の訂正等について 準用する。
- <u>6</u> (略)

(審査結果の閲覧)

- 第13条 市長<u>及び議長</u>は、審査会から意見書が提出された日から起算して15日以内に、 当該意見書を閲覧に供しなければならない。
- 2 市長<u>及び議長</u>は、意見書を閲覧に供した ときは、その旨を市広報等で公告するもの とする。
- 3 市長<u>及び議長</u>は、意見書について、提出 された日から起算して5年を経過する日ま で保存しなければならない。
- 4 何人も、市長<u>及び議長</u>に対し、前項の規 定により保存されている意見書の閲覧を 請求することができる。

(市民の調査請求権)

第14条 市民は、次に掲げる場合にあっては、これを証する資料等を添え、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては<u>議長</u>に対し、調査を請求することができる。

(1)から(3)まで (略)

2から5まで (略)

(虚偽報告等に関する措置)

第15条 市長は、審査会の意見書に市長等及 び議員が資産等報告書等の提出の遅滞、虚 偽の報告又は調査に協力しなかった等の 指摘があったときは、その旨を市広報等で ったときは、その旨を市広報等で公表するものとする。

(職務関連犯罪の有罪確定後の措置)

第18条 市長等又は議員が前条の有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第4項の規定により失職する場合を除き、市長等又は議員は、市民全体の代表者としての品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職の手続をとるものとする。

公表するものとする。

(職務関連犯罪の有罪確定後の措置)

第18条 市長等又は議員が前条の有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法第11条第1項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第4項の規定により失職する場合を除き、市長等又は議員は、市民全体の代表者としての品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職の手続をとるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に市長又は市議会議長に提出されているこの条例による 改正前の第6条に規定する資産等報告書及び第8条に規定する所得等報告書につ いては、なお従前の例による。